

中央市防犯ジョギング・ウォーキングパトロール実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、安全・安心なまちづくりを目指し、市民が日頃のジョギング、ウォーキング及び犬の散歩等を兼ねてパトロール(以下「防犯ジョグパト」という。)を実施することにより、地域における防犯活動の推進及び犯罪の抑止に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第2条 防犯ジョグパトの活動内容は次の各号に掲げるものとし、自己の責任において活動するものとする。

- (1) 自身の都合のよい時間において実施し、無理のないよう活動すること。
- (2) 積極的に挨拶や声かけ運動を行うこと。
- (3) 犯罪等を目撃した場合は、危険な行為は行わず、直ちに警察に通報すること。

(対象者)

第3条 防犯ジョグパト活動の対象者は、中央市在住の18才以上の個人とし、原則として、週に1回以上の防犯ジョグパトができる者とする。

(登録申請)

第4条 防犯ジョグパト活動に登録しようとする者は、防犯ジョグパト登録申込書(様式第1号)を危機管理課長に提出するものとする。

2 保険等の加入については申請者の判断と負担において行うものとする。

(貸与物品)

第5条 防犯ジョグパト活動に登録した者(以下「登録者」という。)には、活動時に着用する物品(以下「貸与物品」という。)を貸与する。

(貸与物品の受領)

第6条 貸与物品の受領については、防犯ジョグパト登録申込書(様式第1号)への登録者の署名等を以って処理するものとする。

(貸与物品の管理)

第7条 貸与物品を受領した登録者は、当該物品を適切に管理するとともに、防犯ジョグパト活動以外には使用してはならない。

2 登録者が貸与物品を紛失または破損、汚損した場合は、直ちに危機管理課長に連絡するものとする。

(活動の中止)

第8条 登録者が活動を中止する場合は、危機管理課長に連絡するとともに、貸与物品を返却しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、危機管理課長はその登録を抹消することができるものとする。

- (1)防犯ジョグパト活動の目的以外に貸与された物品を使用したとき。
- (2)防犯ジョグパト活動内容に適正さを欠き、市民の信頼を損なうものと判断されるとき。
- (3)その他、危機管理課長が登録の抹消を必要と認めたとき。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。